

第6章

計画の実施と評価

第6章 計画の実施と評価

1 障害のある人の地域生活支援の仕組み

現在、障害のある人の地域生活支援のために、障害者施策の推進を担う市役所、地域の関係団体等が一堂に会する地域自立支援協議会、精神障害者の地域生活支援を担う精神障害者地域生活支援センターが大きな機能を果たしています。

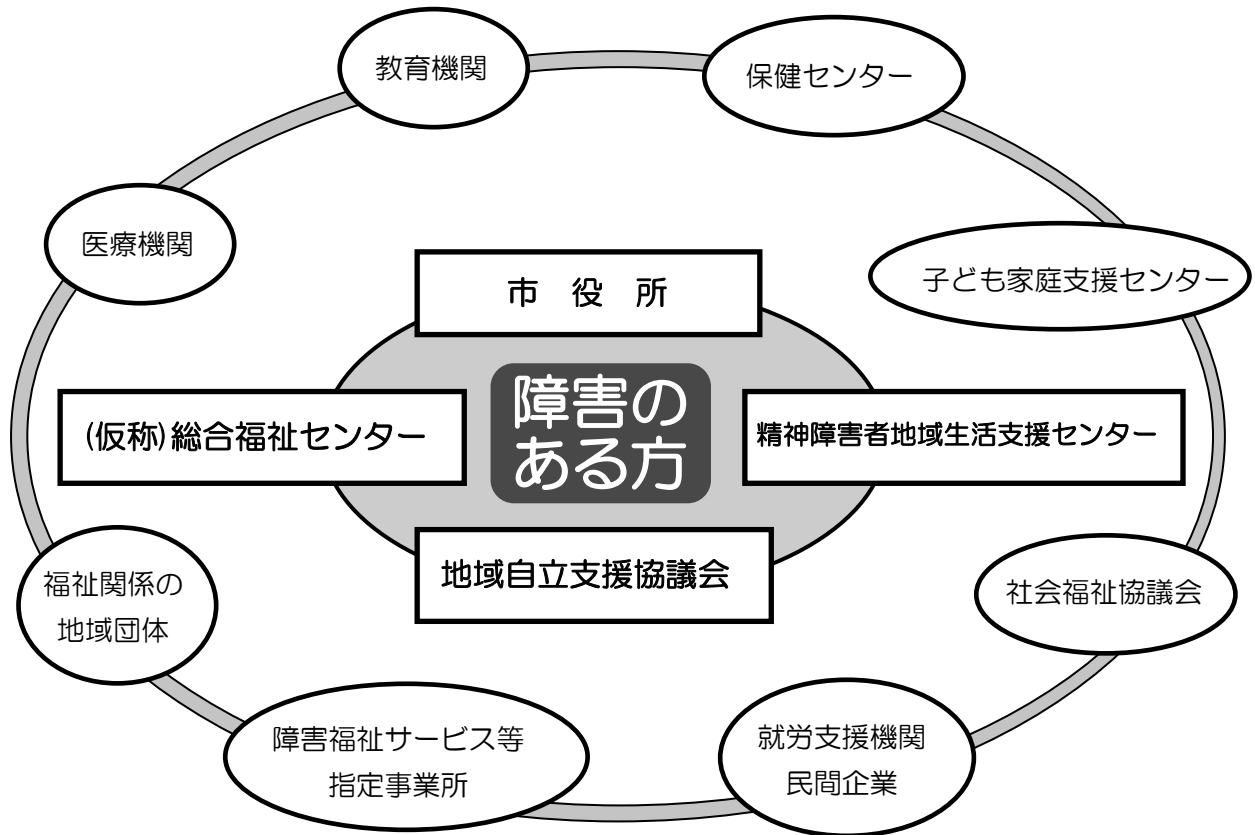
これに加えて、東大和市桜が丘2丁目地内に開設を予定している（仮称）東大和市総合福祉センターが、主に身体障害者・知的障害者の地域生活支援の中心的な役割を担う場として機能することが期待されています。

「（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画」では、総合福祉センターで実施する事業として、①障害者相談支援事業、②就労生活支援センター、③生活介護事業、④就労継続支援B型・就労移行支援事業、⑤地域活動支援センター、⑥短期入所、⑦日中一時支援事業、⑧喫茶・売店、⑨多目的集会室、⑩情報交換コーナーの設置を掲げており、平成28年4月の開設を目指して準備を進めています。

2 関係機関・団体との連携

福祉、保健、医療などの関係機関、福祉活動を行う地域の団体、NPO法人、サービス事業者との連携を進め、必要に応じて連絡会議等を開催し、障害福祉サービスを必要とする障害のある人、家族等への相談支援を充実し、障害者施策の推進を図ります。

《障害者地域生活支援システムのイメージ》



市役所・地域自立支援協議会・(仮称)総合福祉センター・精神障害者地域生活支援センターを障害者地域生活支援の中心的な役割を担うものと位置づけ、地域の福祉・保健・医療などの関係機関、障害福祉サービス等事業所、地域住民の方々などと連携しながら、障害のある方の地域での自立した生活を支えていくというイメージを示しました。

3 計画の進行管理

計画に沿った施策の推進を図るとともに、各年度の事業の実績・進捗について、東大和市地域福祉審議会に報告し意見を聴き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

また、障害者総合支援法の規定により、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないことから、計画策定にあたっては、東大和市地域自立支援協議会の意見聴取を行います。

これらの結果を、次期計画である第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画の策定に適切に反映していくこととします。